

徳島県告示第六百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

中富土地改良区

二 就任清算人

氏名	住所
加茂 彌代次	阿南市桑野町中野一五二
小原 清秀	同 幸堂二八一
二宮 秀明	同 池ノ内一一